

## OIE水生委員会レポートへの日本コメント案

### (Annex 11) 伝染性皮下造血器壊死症

(Article 10.1.5.) 伝染性皮下造血器壊死症が清浄な地域または施設

- a) 水生診断マニュアルに記載されている臨床症状が発生しやすい状況にもかかわらず、少なくとも最近の10年間、伝染性皮下造血器壊死症の発生が観察されてい

理由:

他の章と表現を統一

### (Annex 12) ギロダクチルス・サラリス症

(Article 10.3.5.) ギロダクチルス・サラリス症が清浄な地域または施設

- a) 水生診断マニュアルに記載されている臨床症状が発生しやすい状況にもかかわらず、少なくとも最近の10年間、ギロダクチルス・サラリス症の発生が観察されてい

理由:

他の章と表現を統一

### (Annex 13) 伝染性サケ貧血症

(Article 10.4.7.) 伝染性サケ貧血症(領域欠損株)が清浄な地域または施設

- a) 水生診断マニュアルに記載されている臨床症状が発生しやすい状況にもかかわらず、少なくとも最近の10年間、伝染性サケ貧血症(領域欠損株)の発生が観察されてい

理由:

他の章と表現を統一

### (Annex 16) 伝染性造血器壊死症

(Article 10.6.13.) 伝染性造血器壊死症の非清浄国、地域、施設から消毒された卵を輸入

- a) 伝染性造血器壊死症(疾病名の修正)の卵消毒に使用される水の状態

理由:

疾病名の修正

## (Annex 18) マダイイリドウイルス症

(Article 10.8.11.) 研究所や動物園などの用途でマダイイリドウイルス症の清浄性が確認されていない国、地域または施設から水生生物を持ち込む場合

- a) 輸送に使用される全ての水（氷含む）、設備、コンテナ、梱包材は、Chapters 4.3.、4.7.、5.5に沿って、確実にマダイイリドウイルス(疾病名の修正)が不活化されていることまたは汚染を広げない方法で処分されること

理由:

疾病名の修正

## (Annex 22) ホワイトスポット病

### 2.2.3. 種または集団に対する検出の確率

甲殻類のホワイトスポットウイルス~~病~~の検出に適した成長段階は、後期ポストラーバ、稚エビ、成エビである。検出確率はストレスのある環境によって高くなりうる。（例：目柄除去、産卵、脱皮、塩、温度、pHの変更、プランクトンの大量発生）

理由:

他の章と表現を統一

### 3.1. 標本の選択

瀕死または臨床症状（4.1.1章参照）または行動の変化（4.1.2章参照）を示す個体がホワイトスポットウイルス~~病~~の検出に選択されるべき

理由:

他の章と表現を統一

### 4.3.1.2.4.1 二段階 PCR

二段階目のPCRはキャリア段階のエビのホワイトスポットウイルス~~病~~の検出に必要である

理由:

他の章と表現を統一

(Annex 24) ギロダクチルス・サラリス症

2.2.2. 証拠不完全な感受性種

水生コード1.5章に基づく証拠不完全な感受性種は~~ゼロである。知られてい~~  
ない。

理由：

他の章と表現を統一

(CHAPTER 2.3.5.) 伝染性サケ貧血症(領域欠損株または領域非欠損株)

2.2.1. 感受性種

水生コード1.5章に基づく伝染性サケ貧血症の感受性種は、~~アマゴ、~~タイセイ  
ヨウサケ、ブラウントラウト、ニジマスである。

理由：

アマゴは、別添30における(添付IV)にて2.2.2(証拠不完全な感受性種)に含まれている

4.3.1.2.3.2.3 結果の解釈

vi) 陽性の場合には、疑いのあるウイルスが領域欠損株または領域非欠損株 (疾  
病名の修正) かどうかを確認するため、第二の検査が必要である。

理由：

他の章と表現を統一